

参 考 資 料

目 次

1 職員の給与関係

平成29年職員給与実態調査の概要	-----	1
第 1 表	職員の平均給与月額等	----- 2
第 2 表	職員の適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数	----- 3
第 3 表	職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	----- 3
第 4 表	職員の平均給与月額	----- 4
第 5 表	職員の扶養手当の対象となる扶養親族数	----- 5
第 6 表	職員の給料の特別調整額の支給状況	----- 5
第 7 表	職員の単身赴任手当の支給状況	----- 6
第 8 表	職員の住居手当の支給状況	----- 6
第 9 表	職員の通勤手当の支給状況	----- 6
第 10 表	職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布等	----- 7
第 11 表	再任用職員の適用給料表別、級別人員	----- 35

2 民間の給与関係

平成29年職種別民間給与実態調査の概要	-----	36
第 12 表	産業別、企業規模別調査事業所数	----- 37
第 13 表	民間における初任給の改定状況	----- 37
第 14 表	民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給	----- 38
第 15 表	民間における給与改定の状況	----- 38
第 16 表	民間における定期昇給の実施状況	----- 39
第 17 表	民間における定期昇給制度の状況	----- 39
第 18 表	比較対象従業員に係る職種	----- 40
第 19 表	民間における職種別給与額等	----- 41
第 20 表	職員給与と民間給与との比較における対応関係	----- 44
第 21 表	民間における家族手当の支給状況	----- 45
第 22 表	民間における住宅手当の支給状況	----- 46
第 23 表	民間における特別給の支給状況	----- 46
第 24 表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	----- 47
第 25 表	民間における月45時間を超え60時間を超えない 時間外労働の割増賃金率の状況	----- 47

3 労働経済関係

第 26 表	労働経済指標	----- 48
--------	--------	----------

4 生計費関係

第 27 表	宇都宮市における費目別、世帯人員別標準生計費	----- 50
--------	------------------------	----------

5 国及び都道府県の給与関係

第 28 表	都道府県のラスパイレス指数の状況	----- 51
--------	------------------	----------

6 人事院勧告等の概要

-----	-----	52
-------	-------	----

1 職員の給与関係

平成29年職員給与実態調査の概要

(1) 調査の目的と時期

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条に基づき、本県職員の給与の実態を明らかにし、給与制度の研究に必要な基礎資料を得るため、平成29年4月現在における職員給与の実態を調査したものである。

(2) 調査対象者

調査対象職員は、次の条例の適用を受ける職員で、平成29年4月1日に在職する者である。ただし、休職中である職員、公益的法人等へ派遣されている職員、育児休業をしている職員、育児短時間勤務をしている職員、自己啓発等休業をしている職員、非常勤職員及び臨時的に任用されている職員等は除く。

(ア) 職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号）

(イ) 栃木県公立学校職員給与条例（昭和32年栃木県条例第34号）

(3) 調査の内容

平成29年4月分の給料及び諸手当の支給状況、年齢、性別、学歴、経験年数等について調査を行った。

(4) 調査の方法

職員の給与に係る電算資料を基に、電算処理により職員給与支給状況資料を得た。

(5) 調査の結果

平成29年4月1日現在における職員の給与等の実態は、第1表から第11表までのとおりである。

第1表 職員の平均給与月額等

職員の区分	全職員	一般職員		警察官	教員
			うち行政職員		
職員数	人 22,220	人 5,943	人 4,890	人 3,353	人 12,924
給料の月額	円 359,396	円 339,727	円 342,298	円 318,549	円 379,038
扶養手当	8,088	8,424	8,991	11,569	7,030
給料の特別調整額	4,803	6,014	6,521	2,166	4,930
地域手当	13,066	12,911	12,768	11,696	13,493
住居手当	3,914	4,291	4,097	1,994	4,239
その他	755	1,676	314	847	308
計	390,022	373,043	374,989	346,821	409,038
平均年齢	歳 42.9	歳 42.9	歳 43.6	歳 37.1	歳 44.5
平均経年数	年 20.6	年 20.9	年 21.8	年 15.7	年 21.8

- (注) 1 再任用職員は含まれていない。(以下第10表まで同じ。)
- 2 「行政職員」とは、行政職給料表及び事務職給料表の適用者のうち、国家公務員の福祉職俸給表の適用を受ける者に相当する職員及び新規学卒の平成29年4月1日付け採用者を除いたものである。
- 3 「給料の月額」には、給料の調整額、教職調整額及び平成27年切替えに伴う現給保障の経過措置額を含む。(第4表において同じ。)
- 4 「その他」は、初任給調整手当、特勤勤務手当等である。(第4表において同じ。)

【参考】 職員の区分と適用給料表は次のとおりである。

職員の区分	適用給料表
一般職員	行政職給料表、事務職給料表、研究職給料表、医療職給料表(1)、医療職給料表(2)、医療職給料表(3)、技術職給料表(1)、技術職給料表(2)
警察官	公安職給料表
教員	教育職給料表(1)、教育職給料表(2)

- (注) 1 事務職給料表は、行政職給料表の1級から7級までを使用し、小学校、中学校、高等学校等に勤務する事務職員に適用
- 2 技術職給料表(1)は、医療職給料表(2)の1級から5級までを使用し、学校栄養士に適用
- 3 技術職給料表(2)は、医療職給料表(3)の1級から5級までを使用し、学校看護師に適用

第2表 職員の適用給料表別人員、平均年齢、平均経年数

職員の区分	給料表	適用人員	平均年齢	平均経年数
一般職員	行政職	4,306	43.0	21.0
	事務職	740	43.4	22.6
	研究職	258	41.7	18.8
	医療職(1)	28	50.6	25.7
	医療職(2)	225	41.6	18.4
	医療職(3)	316	42.4	19.3
	技術職(1)	69	38.2	16.6
	技術職(2)	x	x	x
	小計	5,943	42.9	20.9
警察官	公安職	3,353	37.1	15.7
教員	教育職(1)	3,363	44.5	21.7
	教育職(2)	9,561	44.5	21.8
	小計	12,924	44.5	21.8
全職員		22,220	42.9	20.6

(注) 「x」の箇所については適用人員が1人であるため、記載しない。(第3表において同じ。)

第3表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

職員の区分	給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
一般職員		%	%	%	%	%	%	%
	行政職	100.0	78.1	6.6	15.3	-	71.9	28.1
	事務職	100.0	40.5	21.1	38.4	-	36.4	63.6
	研究職	100.0	96.9	1.2	1.9	-	77.9	22.1
	医療職(1)	100.0	100.0	-	-	-	75.0	25.0
	医療職(2)	100.0	82.7	17.3	-	-	38.7	61.3
	医療職(3)	100.0	35.4	63.3	1.3	-	22.2	77.8
	技術職(1)	100.0	55.1	44.9	-	-	4.3	95.7
技術職(2)	100.0	x	x	x	x	x	x	
	小計	100.0	72.0	12.0	16.0	-	63.1	36.9
	うち行政職員	100.0	72.3	8.8	18.9	-	67.1	32.9
警察官	公安職	100.0	60.4	4.4	35.1	0.1	91.5	8.5
教員	教育職(1)	100.0	95.3	2.4	2.3	-	56.7	43.3
	教育職(2)	100.0	91.2	8.8	0.0	-	45.3	54.7
	小計	100.0	92.3	7.1	0.6	-	48.3	51.7
全職員		100.0	82.1	8.0	9.9	0.0	58.7	41.3

第4表 職員の平均給与月額

その1 職員別

職員の区分 給与種目		全職員	一般職員		警察官	教員
				うち行政職員		
29 ・ 4 ・ 1	給料の月額	円 359,396	円 339,727	円 342,298	円 318,549	円 379,038
	扶養手当	8,088	8,424	8,991	11,569	7,030
	給料の特別調整額	4,803	6,014	6,521	2,166	4,930
	地域手当	13,066	12,911	12,768	11,696	13,493
	住居手当	3,914	4,291	4,097	1,994	4,239
	その他	755	1,676	314	847	308
	計(A)	390,022	373,043	374,989	346,821	409,038
28 ・ 4 ・ 1	給料の月額	円 361,508	円 342,471	円 344,882	円 317,984	円 381,284
	扶養手当	8,050	8,576	9,177	11,678	6,885
	給料の特別調整額	4,866	6,163	6,671	2,203	4,954
	地域手当	12,583	12,490	12,315	11,206	12,978
	住居手当	3,768	4,062	3,820	1,845	4,124
	その他	841	1,830	321	1,010	347
	計(B)	391,616	375,592	377,186	345,926	410,572
$\frac{(A)}{(B)} \times 100$		% 99.6	% 99.3	% 99.4	% 100.3	% 99.6

その2 給料表別

給与種目 給料表	給料の 月額	扶養手当	給料の 特別調整額	地域手当	住居手当	その他	計
行政職	円 340,407	円 9,427	円 7,164	円 12,798	円 4,140	円 306	円 374,242
事務職	326,703	4,859	1,403	11,487	3,843	311	348,606
研究職	353,518	8,860	6,316	12,720	6,083	-	387,497
医療職(1)	525,932	12,750	42,064	92,920	5,250	297,050	975,966
医療職(2)	339,068	6,447	3,892	12,054	4,531	-	365,992
医療職(3)	343,267	5,044	543	12,035	5,622	203	366,714
技術職(1)	294,994	2,724	-	10,271	4,638	415	313,042
公安職	318,549	11,569	2,166	11,696	1,994	847	346,821
教育職(1)	389,219	8,065	3,062	13,826	5,560	38	419,770
教育職(2)	375,457	6,666	5,587	13,376	3,774	403	405,263

(注) 技術職(2)については適用人員が1人であるため、記載しない。(第10表において同じ。)

第5表 職員の扶養手当の対象となる扶養親族数

区分 職員の 区分	扶養手当の対象となる扶養親族数					受給 職員数 (B)	(A) — (B)
	配偶者	子	父母等	計 (A)	子のうち特定 期間にある者		
一般職員	人 1,174	人 3,636	人 326	人 5,136	人 1,354	人 2,554	人 2.0
警察官	1,434	2,693	48	4,175	512	1,892	2.2
教員	1,761	6,894	555	9,210	2,773	4,668	2.0
全職員	4,369	13,223	929	18,521	4,639	9,114	2.0

(注) 1 手当受給者1人当たり平均手当月額は、19,718円である。
 2 特定期間とは、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの期間をいう。

第6表 職員の給料の特別調整額の支給状況

区分	給料表	行政	事務	研究	医療	医療	医療	公安	教育	教育	計
		職	職	職	職(1)	職(2)	職(3)	職	職(1)	職(2)	
職員の給与に関する条例	1種	人 39	人	人 1	人	人	人	人 3	人	人	人 43
	2種	30			6			17			53
	3種	69		1	4	1		51			126
	4種	106		9	1	7	2	3			128
	5種	195		11	1	6	1	17			231
	6種	4		2							6
	7種	1									1
栃木県公立学校職員給与条例	1種								24	33	57
	2種		13						51	148	212
	3種								79	515	594
	4種		7						23	355	385
計	444	20	24	12	14	3	91	177	1,051	1,836	

(注) 1 技術職給料表(1)及び技術職給料表(2)の適用者に給料の特別調整額の支給されている者はいない。
 2 手当受給者1人当たり平均手当月額は、58,127円である。

第7表 職員の単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離				手当受給者 1人当たり 平均手当月額
	60km未満	60km以上 100km未満	100km以上 300km未満	受給者計	
受給者	人 80	人 2	人 3	人 85	円 30,753

第8表 職員の住居手当の支給状況

区分	職員の区分			
	全職員	一般職員	警察官	教員
受給者	人 3,451	人 1,007	人 270	人 2,174
11,000円未満	14	4	3	7
11,000円以上 27,000円未満	1,543	396	130	1,017
27,000円	1,894	607	137	1,150
手当受給者1人当たり 平均手当月額	円 25,202	円 25,324	円 24,763	円 25,201

(注) 最高支給限度額は、27,000円である。

第9表 職員の通勤手当の支給状況

区分	職員の区分			
	全職員	一般職員	警察官	教員
受給者	人 19,586	人 5,377	人 2,599	人 11,610
交通機関のみ利用	1,068	929	84	55
交通用具のみ使用	18,080	4,097	2,486	11,497
交通機関 併用者 交通用具	438	351	29	58
手当受給者1人当たり 平均手当月額	円 9,273	円 12,096	円 8,767	円 8,079

第10表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布等

行政職給料表（他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7		1							
8									
9	1	11							
10		9							
11		8							1
12		59							
13	2	16				1			7
14		12							5
15	1	15							1
16		55							1
17	2	18							
18		8					1		
19	1	12	11						
20		61	49						
21	2		11						
22		1	9						
23	1	10	13			1		13	
24	2	6	38			1			
25	6	4	11					2	
26	3	51	9					2	
27	3	14	8					5	
28	1	10	47						
29	85	9	9					2	
30	1	38	18					2	
31	6	11	16					7	
32	4	8	32					11	
33	11	4	15	1			46	6	
34	4		17	1			15	1	
35	92	2	15	1			6		
36	6	1	21	1			12		
37	19	4	9	1			4		
38	4		8	6	1		15		
39	78	1	11	2			8		
40	9	1	26	4			1		
41		4	7	3			2		1
42			16	17			9		
43	4		10	10			1		
44	2		20	8			1		
45	4	2	6	4			1		
46			24	15					
47	1	1	6	13			1		
48			19	6			2		
49	2	1	6	17			1		
50			44	46			4		
51			14	13					
52			23	17		6			
53	1		7	25			1		
54	1		20	54					
55			13	28		2	5		
56			5	14		33			

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
57	1		8	21		1			
58			13	20		3			
59	3		10	43		2			
60			5	18		106			
61			8	21	2	5	1		
62			8	18	15	24			
63			8	40	7	29			
64			2	18	5	61			
65	1		4	21	2	1			
66			4	15	9	35			
67			4	25	6	5			
68			4	23	6	45			
69			6	17	8	6			
70			2	17	15	29			
71			3	19	31	20			
72			2	10	9	41			
73			4	14	15	9			
74				7	24	32			
75			4	10	28	28			
76	1		3	18	39	17			
77			1	19	16	75			
78			2	6	37	14			
79			3	8	26	61			
80			2	9	21	29			
81			2	15	14	54			
82			1	8	27	49			
83			4	12	33	53			
84			2	7	14	22			
85			4	5	22	164			
86			1	5	16				
87			3	5	35				
88				5	12				
89			1	2	22				
90			2	3	4				
91			1	6	9				
92			1		3				
93				52	21				
94			1						
95									
96			1						
97									
98			1						
99									
100			1						
101									
102									
103									
104									
105									
106									
107			1						
108									
109			1						
110									
111									
112									
113			1						
114									
115									
116									

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計(人)	365	468	782	869	554	1,064	137	51	16
構成比(%)	8.5	10.9	18.1	20.2	12.8	24.7	3.2	1.2	0.4
平均給料 月額(円)	193,197	224,792	293,464	363,673	388,161	406,317	430,626	457,118	496,556

人員計	4,306 人
平均給料月額	338,796 円

事務職給料表（小学校、中学校、高等学校等に勤務する事務職員に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9	5	12					
10							
11	1	3					
12		2					
13	2	9					
14		1					
15	5	4					
16							
17	3	9	1				
18		3	1				
19	7	5	2				
20		3	2				
21			5				
22	1	2					
23	4	3	6				
24		1	2				
25	2	1	4				
26		3					
27	3	8	2				
28		2	2				
29	12	9	3				
30			3				
31		6	2				
32		2	1				
33	9		4				
34	2	1	1				
35	1		6				
36			1				
37	9		1				
38							
39	3		1				
40	1		1				
41	2		2				
42	1						
43	1		2				
44			1				
45	1		1				
46							
47	1		2				
48	1						
49	3		2	2			
50	2		2	3			
51				3			1
52			1	1		22	
53	1		2	6		5	
54						3	
55	1		1	6		1	
56	1			5		8	

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
57	1		4	4			
58			4	6			
59			4	3			
60			1	8		9	
61			5	7			
62			1	4		1	
63			4	10		1	
64			2	5		3	
65			4	6			
66			2	7		2	
67			2	6			
68			4	3		7	
69			5	3			
70			3	7		1	
71			4	4	2	1	
72			2	2	1	1	
73			6	4		1	
74			5	3	1	5	
75			3	8	1	3	
76			1	6	4	2	
77			2		25	14	
78				4	2	1	
79			3	7	6	4	
80			1	3	3	2	
81			1	3	7	9	
82			1	2	5	5	
83			3		2	5	
84				3	1		
85			1	4	6	8	
86			2	4	3		
87			1	4	2		
88			1		1		
89				4	2		
90			1	1			
91			1	2	1		
92				3			
93			2	32	1		
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100			1				
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113			2				
114							
115							
116							

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
計(人)	86	89	156	208	76	125	-
構成比(%)	11.6	12.0	21.1	28.1	10.3	16.9	-
平均給料 月額(円)	184,920	223,666	308,618	369,766	388,882	404,822	-

人員計	740 人
平均給料月額	325,706 円

研究職給料表（試験場、研究所等で試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用）

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1					
2					
3					
4					
5		4			
6					
7					
8		1			
9					
10					
11		2			
12		1			
13		4			
14					
15		2			
16					
17					
18					
19		2			
20		1			
21		2			
22					
23		3			
24		3			
25		2			
26					
27		1			
28		6			
29					
30			3		
31		1			
32			1		
33					
34		5	4		
35					
36			1		
37		2			
38		7			
39		1			4
40		1	2		1
41					1
42			4		
43					
44		8	2		
45		1			
46		1			
47		1			
48		3	1		
49			1		
50			2		
51			1		
52		5	1		
53		2	3	6	
54			2	1	
55		1	2		
56		5	2		

給号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
57			3	8	
58			1		
59				2	
60		6	1	1	
61		1	1	2	
62		3	1	2	
63		2	1	1	
64		4	3	2	
65			3	2	
66			2	1	
67		3	4	1	
68		1	3		
69		1	4	1	
70		3		3	
71			1	1	
72			1	4	
73				28	
74		1	3		
75			2		
76			1		
77		1	2		
78			1		
79					
80			2		
81			1		
82					
83					
84			1		
85			1		
86			3		
87			2		
88					
89					
90		1			
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97		1			
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					

給 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
117					
118					
119					
120					
121					
計(人)	-	106	80	66	6
構成比(%)	-	41.1	31.0	25.6	2.3
平均給料 月額(円)	-	275,258	375,794	433,355	456,867

人員計	258 人
平均給料月額	351,099 円

医療職給料表（1）（病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用）

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23	1			
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31	2			
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45		1		
46				
47	1			
48				
49				
50			2	
51				
52			1	1
53				1
54			1	
55				
56				

給 号	1 級	2 級	3 級	4 級
57				
58				
59				
60			1	
61				1
62			1	
63			1	
64			2	1
65				5
66				
67			1	
68				
69				
70				
71			1	
72				
73				
74				
75				
76				
77			1	
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89			2	
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計 (人)	4	1	14	9
構成比 (%)	14.3	3.6	50.0	32.1
平均給料 月額(円)	347,525	442,300	519,250	567,856

人員計	28 人
平均給料月額	507,593 円

医療職給料表(2) (病院、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師等に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1							
2							
3							
4							
5		3					
6							
7							
8							
9							
10							
11		3					
12							
13							
14							
15							
16		2					
17		6					
18							
19							
20							
21		1					
22							
23		3					
24		1					
25	2	1					
26							
27		3					
28			1				
29	1		3				4
30			1				
31		1					2
32							
33		2	4				
34		1					
35		4	1				
36		2	1				
37		8	1				
38					1		
39		4					
40		1	1		1		1
41		4		1			
42			1		1		
43							
44			1		3		
45		1	3		2		
46			1		1		
47			2				
48				1	2		
49		1		1	2		
50					1		
51			2	1		2	
52			1		1	1	
53			1			2	
54			1		2	4	
55				3	2	1	
56			1		1	1	
57						3	
58				1		1	
59		1	3	1	2	1	
60			1		1	1	

号給	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
61				3	4	1		
62					2		2	
63		1	1	1	1	1	2	
64				2	1	4	1	
65				3		2	30	
66			1		1			
67			1			1		
68								
69								
70					1			
71						1		
72								
73								
74			1			1		
75						2		
76								
77								
78						4		
79								
80								
81						1		
82								
83						1		
84						1		
85						4		
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
計 (人)		3	54	43	19	47	52	7
構成比 (%)		1.3	24.0	19.1	8.5	20.9	23.1	3.1
平均給料 月額(円)		188,767	227,820	289,421	329,332	372,828	404,200	429,029

人員計	225 人
平均給料月額	324,958 円

医療職給料表(3) (病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師等に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13		2					
14							
15		3					
16							
17			1				
18			3				
19		2	1				
20			1				
21		5	3				
22							
23		1	2				
24			2				
25		5	4				
26			1	1			
27		1	2				
28				1			
29		2		1			
30			1	1			
31		3	5	3			
32		1	1				
33		2	5				
34			2	1			
35		3	3	2			
36				1			
37		3	7	4			
38				2			
39		1					
40		2	1	5			
41			1	5			
42				2			
43				1			
44				3			
45				4		5	
46				2		1	
47				5	1	2	
48				1	1		
49		1		7	1	5	
50				4		1	
51				3	1	2	
52		1		2	2	1	
53				2			
54							
55				7	3	1	
56				2	2		

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
57				4		1	
58				2	1		
59				1	1	1	
60				5	1	3	
61				4	2		
62			1	1	1	1	
63				5			
64		1		3	2	1	
65		1		2	1	1	
66				1	2	1	
67				2			
68				3	1		
69							
70				1	2		
71							
72				1			
73		1		3			
74					4		
75				1			
76					1		
77					4		
78				1	4		
79				1	1		
80					2		
81				1	1		
82				1	1		
83					3		
84					1		
85					1		
86				1	5		
87					4		
88					1		
89					1		
90				1	4		
91							
92							
93					18		
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
113							
114		1					
115							
116							
117							
118		1					
119							
120							
121		1					
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							

給 号	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
165								
166								
167								
168								
169								
計(人)		-	44	47	117	81	27	-
構成比(%)		-	13.9	14.9	37.0	25.6	8.6	-
平均給料 月額(円)		-	242,325	270,617	327,784	383,568	418,615	-

人員計	316 人
平均給料月額	329,442 円

技術職給料表(1) (学校栄養士に適用)

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1					
2					
3					
4					
5		1			
6					
7					
8					
9					
10					
11		1			
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19		2			
20		1			
21					
22					
23					
24					
25		2			
26					
27		2			
28					
29		2	2		
30			1		
31		2	1		
32					
33			1		
34					
35		6			
36					
37		1			
38					
39		4			
40		1			
41		1	1		
42		1			
43					
44					
45			2		
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					1
53			1		
54					
55			1		
56					
57					
58					1
59					
60					1

給 号	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
61				1		
62						1
63						
64					1	
65					1	
66					1	1
67						
68					1	
69						
70					1	
71						
72						
73					1	
74				1		1
75						
76				1		
77					2	
78						1
79						
80						
81					2	
82						
83					1	1
84					1	
85					1	5
86						
87						
88					1	
89						
90					1	
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98					1	
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
計 (人)		-	27	13	16	13
構成比 (%)		-	39.1	18.85	23.2	18.85
平均給料 月額(円)		-	228,941	283,785	341,775	380,654

人員計	69 人
平均給料月額	294,022 円

公安職給料表 (警察官に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9	46								
10									
11									
12	1								
13	2								
14	3								
15	43								
16									
17	8								
18	4								
19	42								
20									
21	8								
22	4								
23	7								
24	23								
25	67	1							
26	6	1							
27	7	55							
28	19	5	4						
29	13	12	12						
30	8	12	12						
31	58	12	12						4
32	13	33	17						1
33	18	22	12						3
34	16	11	14						
35	9	14	17						1
36	4	34	12						1
37	1	27	13						3
38	1	24	20						
39	1	24	23						
40	2	16	20						
41	1	16	24						1
42		9	18	1					
43		10	22						
44		11	17	1					
45	4	7	18		1				
46	1	10	18	1				2	
47	1	9	28	1					
48		5	23	2				3	
49		7	22	3				3	
50		6	25	3		1			
51		3	21	4	3			5	
52		2	26	1					
53	2	5	16	6	1	1		1	
54		4	22	3	1	2	3	4	
55		4	15	3	1	1			
56		3	11	2	7	1	8		

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
57		6	22	3	6	1	7		
58		1	25	6	6		7		
59			20	3	8	3	8	1	
60		4	21	7	6	3	6		
61	1	2	21	12	3	1	5	1	
62		3	22	17	11	3			
63		1	30	27	8	2	5		
64		2	28	20	7	3	1		
65		1	21	14	3	2	3		
66		1	19	25	10	3	1		
67		2	26	22	8	2	4		
68		2	32	30	10	1	2		
69			16	19	15	6	2		
70		2	20	18	8	3	2		
71			21	20	12	5			
72			27	14	12	1			
73			23	32	5		1		
74			16	27	8	2	5		
75			13	20	9	2	1		
76			21	16	11		1		
77			8	23	6	5	1		
78			3	20	4	2			
79			19	19	8	4	1		
80			1	24	7	1			
81			4	10	14	4	2		
82				19	5		5		
83				11	10	5	3		
84			1	13	8	3	1		
85				3	8	3	15		
86				8	8	1			
87			4	7	7	4			
88			1	6	5	4			
89			2	4	4	3			
90			3	4	6				
91			1	8	11	4			
92			1	6	10	2			
93				6	67	12			
94			2	8					
95				5					
96				4					
97			1	2					
98			1	10					
99			2	5					
100				2					
101				6					
102				6					
103				13					
104				6					
105				5					
106				1					
107			1	2					
108				5					
109				5					
110				10					
111				5					
112				11					

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
113				10					
114				5					
115				8					
116			1	8					
117				10					
118			1	8					
119				8					
120				3					
121			1	9					
122				9					
123			1	7					
124				7					
125			1	71					
126			3						
127									
128									
129									
130			1						
131			2						
132			2						
133			1						
134			2						
135			1						
136									
137									
138									
139									
140									
141			1						
142									
143									
144									
145									
計(人)	444	441	1,012	848	368	106	100	20	14
構成比(%)	13.2	13.1	30.2	25.3	11.0	3.2	3.0	0.6	0.4
平均給料 月額(円)	208,934	248,259	291,831	371,598	407,834	419,476	435,167	451,135	470,414

人員計	3,353 人
平均給料月額	318,034 円

教育職給料表(1) (高等学校等に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、
栄養教諭、助教諭、実習助手等に適用)

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
1					
2					
3					
4					
5	1	12			
6					
7		2			
8		2			
9		7			
10		1			
11		16			
12		2			
13		7			
14		2			
15	1	18			
16		1			
17		12			
18		3			
19	1	5			
20		4			
21		24			
22	1	3			
23		10			1
24		2			
25		21			2
26		6			
27		20			3
28		7			
29	3	20			1
30		5			4
31	1	18			6
32	1	10			3
33	1	30			5
34		11			5
35		18			9
36		5			1
37	1	29			3
38		7			4
39	3	14			2
40		10			1
41		34			2
42	1	7			1
43	1	20			5
44		11			1
45	1	29			16
46		8			
47	1	8			
48	1	10			
49	1	26			
50	1	10			
51	3	21			
52	2	8			
53	2	14			
54	1	7			
55	3	14			
56	3	10			

級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
57	2	31			
58	1	9			
59	1	13			
60	1	12		2	
61	2	24		18	
62	3	7		1	
63	2	13		1	
64		14		7	
65	4	23		14	
66		15		1	
67	5	9		2	
68		11		4	
69	4	18		10	
70	4	23		1	
71	1	19		3	
72	1	11		3	
73	3	15		7	
74	1	18		1	
75	1	20		1	
76	4	8		3	
77	1	23		3	
78		34		1	
79	2	27		2	
80	2	17		1	
81	7	23		16	
82	1	21			
83	3	20			
84	2	20			
85		25			
86	3	20			
87	1	22			
88		32			
89	1	18			
90	3	25			
91		21			
92	3	26			
93	1	33	3		
94	3	28	1		
95		23	7		
96	1	25	5		
97		25	9		
98	2	20	5		
99	1	13	3		
100	2	22	2		
101	3	25	6		
102	1	25	1		
103	1	20	5		
104	2	14			
105		26	1		
106	1	19	1		
107		25	2		
108		25	2		
109	2	32	1		
110	1	20	1		
111		17	1		
112	3	19			

級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
113	1	33			
114		13			
115		29			
116		28			
117	3	35			
118	1	13			
119		34			
120		44			
121		20			
122	2	42			
123		42			
124		38			
125	2	38			
126	1	64			
127	1	26			
128	1	49			
129	1	39			
130		40			
131		43			
132	2	30			
133		44			
134		62			
135		82			
136	1	69			
137	1	90			
138		37			
139		64			
140		33			
141	1	16			
142	1	18			
143		8			
144		6			
145		8			
146					
147	1				
148	1				
149					
150					
151					
152					
153					
計(人)	149	2,981	56	102	75
構成比(%)	4.4	88.7	1.7	3.0	2.2
平均給料 月額(円)	275,637	368,706	430,913	450,312	471,672

人員計	3,363 人
平均給料月額	370,390 円

教育職給料表(2) (小中学校等に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、
栄養教諭、助教諭等に適用)

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13		1			
14					
15					
16		1			
17		153			
18					1
19		14			
20		11			
21		32			
22					13
23		131			20
24		10			54
25		27			52
26		24			57
27		141			9
28		10			22
29		43			26
30		27			13
31		36			14
32		13			16
33		120			27
34		16			6
35		54			5
36		39			15
37		126			6
38		25			9
39		49			5
40		31			22
41		124			22
42		20			9
43		41			20
44		30			16
45		96			56
46		21			
47		29			
48		42			
49		92			
50		19			
51		34			
52		40			
53		94			
54		29			
55		40			
56		23			

号給	級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
57			85			
58			22			
59			43			
60			39			
61			62			
62			31			
63			44			
64			31			
65			50			
66			34			
67			31			
68			34			
69			72			
70			35			
71			20			
72			38			
73			63			
74			26			
75			39		1	
76			30		99	
77			72		18	
78			29		1	
79			35		3	
80			44		102	
81			64		8	
82			29		7	
83			37		5	
84			37		69	
85			50		10	
86			33		6	
87			51		9	
88			33		53	
89			52		8	
90			35	1	27	
91			44	1	6	
92			30		15	
93			49		12	
94			29		14	
95			46		11	
96			24	2	9	
97			35	8	43	
98			25	4		
99			32	3		
100			21	7		
101			36	2		
102			31	3		
103			25	4		
104			30	1		
105			60	2		
106			24	1		
107			32			
108			29	1		
109			70	1		
110			30			
111			49			
112			31			

給 号	級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
113			69			
114			28			
115			55			
116			36			
117			77			
118			29			
119			61			
120			48			
121			86			
122			38			
123			50			
124			47			
125			73			
126			25			
127			64			
128			50			
129			106			
130			76			
131			103			
132			112			
133			110			
134			100			
135			146			
136			148			
137			101			
138			196			
139			131			
140			165			
141			199			
142			163			
143			187			
144			242			
145			171			
146			180			
147			235			
148			166			
149			217			
150			59			
151			70			
152			45			
153			56			
154			14			
155			6			
156			6			
157			3			
計(人)	-		8,469	41	536	515
構成比(%)	-		88.6	0.4	5.6	5.4
平均給料 月額(円)	-		350,828	411,505	426,316	444,120

人員計	9,561 人
平均給料月額	360,346 円

第11表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

その1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	11						1	10			
事務職	24				24						
研究職	1						1				
医療職(1)											
医療職(2)											
医療職(3)											
技術職(1)											
技術職(2)											
公安職	45					16	25	3	1		
教育職(1)	170	12	158								
教育職(2)	67		67								
給料表計	318										
60歳	111										
61歳	86										
62歳	58										
63歳	43										
64歳	20										

(注) 該当人員0の級は空欄とした。(次表において同じ。)

その2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	64				36	27	1				
事務職	36				22	13	1				
研究職	6				6						
医療職(1)											
医療職(2)	6					2	4				
医療職(3)	1						1				
技術職(1)											
技術職(2)	1					1					
公安職											
教育職(1)	21		21								
教育職(2)	114		114								
給料表計	249										
60歳	96										
61歳	91										
62歳	21										
63歳	21										
64歳	20										

2 民間の給与関係

平成29年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、本県職員の給与を検討するため、平成29年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

人事委員会及び人事院

(3) 調査の範囲

① 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 886事業所

② 調査対象職種

事務・技術関係22職種、その他54職種、合計76職種（うち初任給関係職種18職種）

(4) 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出

(3)の①に記載した調査対象事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により15層に層化し、これらの層から182事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第12表のとおりである。

② 従業員の抽出

初任給関係以外の各調査職種に該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集 計

① 調査実人員

初任給関係595人（うち事務・技術関係343人）、初任給関係以外の調査職種7,741人（うち事務・技術関係6,407人）

なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、64,055人であり、うち事務・技術関係職種該当者は41,028人である。

② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(6) 結 果

民間の給与等の実態は、第12表から第25表までのとおりである。

第12表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産業計	事業所 167	事業所 35	事業所 16	事業所 21	事業所 66	事業所 29
農業、林業、漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利 採取業、建設業	9	—	—	—	5	4
製造業	92	16	11	15	34	16
電気・ガス・熱供給 ・水道業、情報通信 業、運輸業、郵便業	14	5	1	2	5	1
卸売業、小売業	10	4	1	1	4	—
金融業、保険業、不 動産業、物品賃貸業	4	2	1	—	1	—
教育、学習支援業、 医療福祉サービス業	38	8	2	3	17	8

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が2所、調査不能の事業所が13所あった。
- 2 調査対象事業所182所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所2所を除いた180所に占める調査完了事業所167所の割合（調査完了率）は92.8%。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第13表 民間における初任給の改定状況

項目 学歴	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
		増額	据置き	減額	
		%	%	%	
大学卒	28.8	(39.8)	(60.2)	(—)	71.2
高校卒	18.9	(53.6)	(46.4)	(—)	81.1

- (注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。
- 2 () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第14表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計			
		500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満	
新 卒 事 務 員	大 学 卒	円 194,079	円 208,939	円 193,121	円 178,966
	高 校 卒	161,326	157,103	163,820	167,580
新 卒 技 術 者	大 学 卒	199,376	203,639	198,381	191,883
	高 校 卒	161,772	163,789	158,788	163,725
計	大 学 卒	196,447	205,591	194,775	185,424
	高 校 卒	161,541	160,449	161,498	165,653

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

第15表 民間における給与改定の状況

項 目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
	係 員	42.3 %	9.7 %	— %
課 長 級	27.9	12.1	—	60.0

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第16表 民間における定期昇給の実施状況

役職段階	定期昇給						定期昇給 制度なし
	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 中 止		
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	91.9%	90.5%	25.5%	7.2%	57.8%	1.4%	8.1%
課 長 級	75.5	74.1	20.5	3.5	50.1	1.4	24.5

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第17表 民間における定期昇給制度の状況

項 目		定期昇給 制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	定期昇給 制度なし
役職・企業規模						
係 員	規 模 計	93.1%	40.6%	75.5%	59.0%	6.9%
	500人以上	98.4	36.9	84.3	60.4	1.6
	100人以上 500人未満	90.0	41.3	72.5	63.1	10.0
	50人以上 100人未満	89.3	46.4	64.3	46.4	10.7
課 長 級	規 模 計	79.1	31.0	63.7	46.9	20.9
	500人以上	73.9	15.7	65.4	40.8	26.1
	100人以上 500人未満	79.4	38.3	61.8	52.5	20.6
	50人以上 100人未満	89.3	46.4	64.3	46.4	10.7

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第18表 比較対象従業員に係る職種

職 種 名	定 義
支 店 長 工 場 長	・ 構成員50人以上の支店（支社）又は工場の長 （取締役兼任者を除く。）
事 務 部 長 技 術 部 長	・ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
事 務 部 次 長 技 術 部 次 長	・ 上記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ・ 中間職（部長－課長間）
事 務 課 長 技 術 課 長	・ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
事務課長代理 技術課長代理	・ 上記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・ 中間職（課長－係長間）
事 務 係 長 技 術 係 長	・ 係長及び係長級専門職
事 務 主 任 技 術 主 任	・ 係長等のいる事業所における主任 ・ 中間職（係長－係員間）
事 務 係 員 技 術 係 員	・ 一般の事務員、技術者

- (注) 1 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の上に位置付けられる者をいう。
- 2 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の上に位置付けられる者をいう。
- 3 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の上に位置付けられる者をいう。

第19表 民間における職種別給与額等

その1 常勤の従業員（再雇用者を除く。）

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成 29 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	10	53.6	643,051	183	642,868
	工 場 長	16	53.1	771,844	164	771,680
	事 務 部 長	197	53.0	651,481	5,447	646,034
	技 術 部 長	147	52.1	658,103	1,716	656,387
	事 務 部 次 長	65	51.1	602,756	13,705	589,051
	技 術 部 次 長	18	52.8	514,970	1,114	513,856
	事 務 課 長	395	49.9	558,563	19,078	539,485
	技 術 課 長	424	48.5	556,348	9,403	546,945
	事 務 課 長 代 理	192	46.9	505,676	75,617	430,059
	技 術 課 長 代 理	131	48.4	540,614	65,207	475,407
	事 務 係 長	556	44.9	410,387	48,984	361,403
	技 術 係 長	443	43.5	480,302	80,587	399,715
	事 務 主 任	205	42.5	347,554	38,558	308,996
技 術 主 任	265	39.4	380,222	70,055	310,167	
事 務 係 員	1,738	37.1	314,993	38,769	276,224	
技 術 係 員	1,605	34.5	331,253	56,007	275,246	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	x	x	x	x	x
	研 究 部 (課) 長	59	52.1	772,709	10	772,699
	研 究 室 (係) 長	28	52.4	598,135	5,764	592,371
	主 任 研 究 員	150	50.0	701,868	35,385	666,483
	研 究 員	284	42.3	572,290	121,543	450,747
研 究 補 助 員	179	32.1	394,792	60,464	334,328	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成 29 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
医 療 関 係 職 種	病 院 長	—	—	—	—	—
	副 院 長	2	60.0	3,078,350	890,000	2,188,350
	医 科 長	—	—	—	—	—
	医 師	6	46.5	1,273,457	3,132	1,270,325
	歯 科 医 師	—	—	—	—	—
	薬 局 長	3	50.2	505,266	0	505,266
	薬 剤 師	11	42.7	430,930	56,632	374,298
	診 療 放 射 線 技 師	26	42.4	386,519	30,908	355,611
	臨 床 検 査 技 師	27	44.2	320,401	15,898	304,503
	栄 養 士	19	34.1	258,191	16,126	242,065
	理 学 療 法 士	50	29.9	342,824	40,231	302,593
	作 業 療 法 士	29	31.1	315,757	32,999	282,758
	総 看 護 師 長	3	57.2	482,937	0	482,937
	看 護 師 長	51	48.3	404,455	33,890	370,565
看 護 師	114	40.0	347,353	45,926	301,427	
准 看 護 師	95	45.8	312,631	43,668	268,963	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長 ・ 副 学 長 ・ 学 部 長	6	62.5	745,267	0	745,267
	大 学 教 授	62	58.2	618,108	0	618,108
	大 学 准 教 授	37	46.7	470,649	0	470,649
	大 学 講 師	23	44.7	435,280	0	435,280
	大 学 助 教	14	44.1	374,974	0	374,974

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成 29 年 4 月 分 平 均 支 給 額			
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
						円
教育 関 係 職 種	高 等 学 校 校 長	x	x	x	x	x
	高 等 学 校 教 頭	x	x	x	x	x
	高 等 学 校 主 幹 教 諭	—	—	—	—	—
	高 等 学 校 指 導 教 諭	—	—	—	—	—
	高 等 学 校 教 諭	21	39.2	333,115	3,190	329,925
技 能 ・ 労 務 関 係 職 種	電 話 交 換 手	—	—	—	—	—
	自 家 用 乗 用 自 動 車 運 転 手	4	52.0	322,878	87,458	235,420
	守 衛	25	52.8	473,145	23,278	449,867
	用 務 員	3	42.9	174,329	1,310	173,019
調 査 実 人 数 合 計	7,741					

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。

その2 再雇用者

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成 29 年 4 月 分 平 均 支 給 額			
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
						円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長 ・ 工 場 長	2	65.1	719,505	0	719,505
	事 務 ・ 技 術 部 長	12	62.4	455,754	0	455,754
	事 務 ・ 技 術 部 次 長	2	62.5	260,562	0	260,562
	事 務 ・ 技 術 課 長	2	62.9	303,531	0	303,531
	事 務 ・ 技 術 課 長 代 理	9	62.8	339,350	18,758	320,592
	事 務 ・ 技 術 係 長	8	61.0	325,634	39,049	286,585
	事 務 ・ 技 術 主 任	4	62.7	280,957	46,193	234,764
	事 務 ・ 技 術 係 員	321	62.4	246,262	14,624	231,638
調 査 実 人 数 合 計		360				

第20表 職員給与と民間給与との比較における対応関係

職務の級	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上 500人未満の事業所	企業規模50人以上 100人未満の事業所
9 級	支店長、工場長、 部長、部次長	支店長、工場長、 部長、部次長	支店長、工場長、 部長、部次長
8 級	課長		
7 級	課長代理	課長	課長
6 級			
5 級	係長	課長代理	課長代理
4 級		係長	係長
3 級	主任	主任	主任
2 級		主任	主任
1 級	係員	係員	係員

第21表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況及び配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する	配偶者に対する家族手当を見直す予定又は見直すことについて検討中	税制及び社会保障制度の見直しの動向等によっては見直すことを検討する	配偶者に対する家族手当を見直す予定がない(検討も行っていない)
81.4%	(90.8%)	[11.4%]	[14.0%]	[74.6%]

(注) 1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 []内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	13,285円
配偶者と子1人	19,464円
配偶者と子2人	24,885円

(注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については10,000円、子については1人につき8,000円、それら以外については1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第22表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給する	57.5%
支給しない	42.5%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額最高支給額の中位階層	30,000円以上 31,000円未満

備考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第23表 民間における特別給の支給状況

項目	区分	事務・技術等従業員	(参考) 技能・労務等従業員
		平均所定内給与月額	円 352,511
特別給の支給額	下半期(A1)	円 361,064	円 285,828
	上半期(A2)	円 755,193	円 503,007
特別給の支給割合	下半期(B1)	円 809,543	円 543,345
	上半期(B2)	月分 2.14	月分 1.83
年間計	年間計	月分 2.24	月分 1.90
	年間計	4.38	3.73

(注) 下半期とは平成28年8月から平成29年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

備考 職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.30月である。

第24表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項目 企業規模	係 員		課 長 級		部長級（非役員）	
	一定率 （額）分	考 課 査定分	一定率 （額）分	考 課 査定分	一定率 （額）分	考 課 査定分
規 模 計	55.6%	44.4%	47.3%	52.7%	44.7%	55.3%
500人以上	55.4	44.6	40.1	59.9	35.4	64.6
100人以上 500人未満	54.8	45.2	48.5	51.5	46.1	53.9
50人以上 100人未満	57.6	42.4	57.1	42.9	57.6	42.4

第25表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

割増賃金率	適用従業員		（参考）適用事業所	
	割合	累積割合	割合	累積割合
31%以上	14.3%	14.3%	7.7%	7.7%
30%	45.7	60.0	30.2	37.9
29%	—	60.0	—	37.9
28%	—	60.0	—	37.9
27%	—	60.0	—	37.9
26%	—	60.0	—	37.9
25%	40.0	100.0	62.1	100.0

（注） 適用従業員及び適用事業所の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

3 労働経済関係

第26表 労働経済指標

項目 年度・ 年月	全 国					栃 木 県				
	① きまって支給する給与 (調査産業計)		② 総実労働 時間数 (調査 産業計)	③ 所定外労 働時間数 (調査 産業計)	④ 有効求人 倍率 (季節 調整値)	⑤ きまって支給する給与 (調査産業計)		⑥ 総実労働 時間数 (調査 産業計)	⑦ 所定外労 働時間数 (調査 産業計)	⑧ 有効求人 倍率 (季節 調整値)
	金 額	前年度比・ 前年同月比				金 額	前年度比・ 前年同月比			
	(円)	(%)	(時間)	(時間)	(倍)	(円)	(%)	(時間)	(時間)	(倍)
平成27年度	289,122	0.5	148.9	12.8	1.23	281,924	▲ 0.3	153.6	14.2	1.09
平成28年度	290,030	0.3	148.3	12.7	1.39	285,048	1.1	153.6	14.8	1.22
平成28年4月	293,837	0.5	153.8	13.3	1.33	284,552	0.4	157.8	14.4	1.18
5月	287,535	0.3	142.7	12.2	1.35	281,977	1.1	146.7	13.9	1.18
6月	290,273	0.0	154.0	12.5	1.36	285,167	0.2	159.5	14.5	1.18
7月	290,078	0.3	151.5	12.5	1.37	285,663	0.1	157.1	14.8	1.18
8月	288,290	0.3	145.0	11.9	1.37	284,736	2.0	149.5	13.7	1.19
9月	289,120	0.3	148.8	12.5	1.38	285,512	1.6	153.7	14.9	1.20
10月	290,976	0.4	148.3	12.8	1.40	286,353	1.6	156.0	15.5	1.22
11月	290,747	0.6	150.5	13.1	1.41	287,275	1.9	157.0	15.6	1.23
12月	290,721	0.5	148.0	13.1	1.43	288,289	1.9	154.6	15.7	1.24
平成29年1月	288,063	0.4	139.2	12.3	1.43	282,907	1.3	144.6	14.5	1.26
2月	289,344	0.3	146.7	12.7	1.43	280,616	0.5	150.2	14.6	1.28
3月	291,429	▲ 0.2	150.3	13.1	1.45	287,529	1.3	156.6	14.9	1.30
4月	294,971	0.3	153.1	13.2	1.48	290,628	2.1	158.0	14.9	1.36
5月	289,051	0.5	144.7	12.3	1.49	285,064	1.1	150.2	14.6	1.35
6月	291,520	0.4	154.2	12.3	1.51	288,489	1.1	159.9	14.6	1.36
資料出所	厚 生 労 働 省					県 民 生 活 部				栃木 労働局

(注) 1 ①、⑤、⑩、⑪は平成27年基準（ただし、⑪の平成27年度は平成22年基準）である。
 2 ①、②、③、⑤、⑥、⑦は事業所規模30人以上の数値である。
 3 ⑨の平成27年度、28年度の欄は、それぞれ平成27暦年、28暦年の数値である。

⑨ 消費支出								⑩消費者物価指数		⑪
全 国				宇 都 宮 市				全国	宇都宮	国内企業 物価指数
全世帯		勤労者世帯		全世帯		勤労者世帯				
金 額	前年比・ 前年同月比	金 額	前年比・ 前年同月比	金 額	前年比・ 前年同月比	金 額	前年比・ 前年同月比	前年度比・ 前年同月比	前年度比・ 前年同月比	前年度比・ 前年同月比
(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(%)	(%)	(%)
287,373	▲ 1.3	315,379	▲ 1.1	296,903	▲ 9.8	330,869	▲ 10.0	0.2	0.4	▲ 3.2
282,188	▲ 1.8	309,591	▲ 1.8	279,319	▲ 5.9	290,596	▲ 12.2	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 2.3
298,520	▲ 0.7	338,001	1.1	261,436	▲ 22.6	248,219	▲ 45.7	▲ 0.3	▲ 0.5	▲ 4.4
281,827	▲ 1.6	306,721	▲ 3.3	251,412	▲ 9.2	247,415	▲ 20.8	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 4.6
261,452	▲ 2.7	276,602	▲ 5.6	235,093	▲ 7.9	213,151	▲ 23.2	▲ 0.4	▲ 0.4	▲ 4.5
278,067	▲ 0.9	302,422	▲ 3.9	274,772	17.9	294,130	14.2	▲ 0.4	▲ 0.6	▲ 4.2
276,338	▲ 5.1	301,442	▲ 5.0	325,500	17.4	340,516	10.6	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 3.8
267,119	▲ 2.6	296,387	▲ 0.8	302,895	8.0	319,771	4.7	▲ 0.5	▲ 1.0	▲ 3.3
281,961	▲ 0.2	305,683	▲ 1.3	284,880	▲ 11.3	291,079	1.9	0.1	0.2	▲ 2.7
270,848	▲ 0.9	294,019	▲ 0.3	300,068	▲ 3.3	323,668	▲ 8.3	0.5	0.5	▲ 2.3
318,488	0.1	349,214	2.6	325,249	▲ 0.2	362,460	13.8	0.3	0.2	▲ 1.2
279,249	▲ 0.6	307,150	▲ 1.7	300,344	5.6	331,737	4.7	0.4	0.4	0.5
260,644	▲ 3.4	298,092	0.1	293,893	14.4	307,935	21.2	0.3	0.2	1.1
297,942	▲ 1.0	337,075	0.7	331,089	32.8	343,400	24.5	0.2	0.1	1.4
295,929	▲ 0.9	329,949	▲ 2.4	303,178	16.0	339,440	36.8	0.4	0.2	2.1
283,056	0.4	315,194	2.8	324,074	28.9	322,836	30.5	0.4	0.4	2.1
268,802	2.8	296,653	7.2	281,849	19.9	282,304	32.4	0.4	0.2	2.2
総 務 省									日本銀行	

4 生計費関係

第27表 宇都宮市における費目別、世帯人員別標準生計費 (平成29年4月)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	28,133	49,590	58,065	66,540	75,007
住居関係費	44,806	55,294	47,213	39,133	31,053
被服・履物費	2,621	6,575	8,559	10,544	12,528
雑費Ⅰ	26,994	36,494	50,286	64,089	77,881
雑費Ⅱ	9,106	26,527	28,755	30,990	33,218
計	111,660	174,480	192,878	211,296	229,687

平成29年4月の標準生計費算定方法

標準生計費は、標準的な生活の水準を求めるためのものであり、「家計調査」(総務省)等に基づき、次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目に分類して算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査の大分類項目に対応する。

- 食料費 …… 食料
- 住居関係費 …… 住居、光熱・水道、家具・家事用品
- 被服・履物費 …… 被服及び履物
- 雑費Ⅰ …… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
- 雑費Ⅱ …… その他の消費支出(諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕送り金)

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、本年4月の「家計調査」における宇都宮市の調査結果(91世帯)に基づく費目別平均支出金額(4人世帯の1か月($\frac{365}{12}$ 日)分の支出金額に調整したもの。以下「平均4人値」という。)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、「全国消費実態調査」(総務省)における全国の1人世帯標準生計費を基礎に、宇都宮市の1人世帯標準生計費を算定した。

$$\text{宇都宮市の1人世帯標準生計費} = \text{全国の1人世帯標準生計費} \times \frac{\text{宇都宮市の平均4人値}}{\text{全国の平均4人値}}$$

5 国及び都道府県の給与関係

第28表 都道府県のラスパイレス指数の状況

(平成28年4月)

ラスパイレス指数	98未満	98以上 99未満	99以上 100未満	100以上 101未満	101以上
	団 体 数	4	9	6	15

(注) 1 「平成28年地方公務員給与実態調査」(総務省)による。

2 「ラスパイレス指数」とは、地方公共団体の一般行政職の給料額(基本給)と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額(基本給)を学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて、比較し、算出したもので、国を100としたものである。

なお、本県のラスパイレス指数は101.4である。

3 総務省では、地域手当を加味した国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数)を参考として算出している。

なお、本県の地域手当補正後ラスパイレス指数は、100.4である。

6 人事院勧告等の概要

○ 給与勧告の骨子

I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

(現行の民間給与との比較方法等)

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約12,400民間事業所の約53万人の個人別給与を実地調査(完了率87.8%)

〈月例給〉 公務と民間の4月分給与を調査

- 民間給与との較差 631円 0.15% [行政職(一)…現行給与 410,719円 平均年齢43.6歳]
[俸給 456円 本府省業務調整手当 119円 はね返し分(注) 56円]
(注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

- 民間の支給割合 4.42月(公務の支給月数 4.30月)

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験、一般職試験(大卒程度)及び一般職試験(高卒者)採用職員の初任給を1,000円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定(平均改定率0.2%)

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は改定なし)

(2) 本府省業務調整手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、係長級の手当額を900円、係員級の手当額を600円引上げ

(3) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

〈ボーナス〉

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.30月分→4.40月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
29年度 期末手当	1.225月 (支給済み)	1.375月 (改定なし)
勤勉手当	0.85月 (支給済み)	0.95月 (現行0.85月)
30年度 期末手当	1.225月	1.375月
以降 勤勉手当	0.90月	0.90月

[実施時期]

- ・月例給：平成29年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

Ⅲ 給与制度の改正等

1 給与制度の総合的見直し

- ・ 国家公務員給与における諸課題に対応するため、平成26年の勧告時において、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しを行うこととし、平成27年4月から3年間で、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施
 - * 55歳を超える職員（行政職俸給表(一)6級相当以上）の俸給等の1.5%減額支給措置及び俸給表水準の引下げの際の経過措置については、平成30年3月31日をもって廃止
- ・ 平成30年度は、本府省業務調整手当の手当額について、係長級は基準となる俸給月額6%相当額に、係員級は同4%相当額にそれぞれ引上げ
- ・ 経過措置の廃止等に伴って生ずる原資の残余分を用いて、若年層を中心に、平成27年1月1日に抑制された昇給を回復することとし、平成30年4月1日において37歳に満たない職員の号俸を同日に1号俸上位に調整

2 その他

(1) 住居手当

受給者の増加の動向を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、必要な検討

(2) 再任用職員の給与

再任用職員の給与の在り方について、各府省における円滑な人事管理を図る観点から、民間企業の再雇用者の給与の動向、各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえつつ、定年の引上げに向けた具体的な検討との整合性にも留意しながら、引き続き、必要な検討

(3) 非常勤職員の給与

本年7月、勤勉手当に相当する給与の支給に努めることなど、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

○ 公務員人事管理に関する報告の骨子

働き方改革などにより、有為の人材を確保し、全ての職員の十全な能力発揮を可能とする魅力ある職場を実現することは、公務が行政ニーズに応じていくための基盤。職員意識調査の結果も踏まえ、国民の理解を得つつ、活力ある公務組織を維持できるよう、引き続き中・長期的な視点も踏まえた総合的な取組を推進

1 人材の確保及び育成

(1) 多様な有為の人材の確保

民間の多様な取組の動向も注視し、公務の魅力や大学関係者等を含め広く具体的に発信することが重要。女性や地方の大学生、民間人材など対象に応じたきめ細かな人材確保策を各府省と連携し展開

(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価制度は公務職場に定着。今後、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の推進を踏まえた適正な評価が必要。引き続き人事評価結果の任免・給与等への活用、苦情の解決を適切に推進

(3) 人材育成

能力開発の方向性等につき職員とのコミュニケーションが重要。本院は、マネジメント研修、キャリア形成・女性登用拡大に資する研修、中途採用者向け研修を充実強化

2 働き方改革と勤務環境の整備

(1) 長時間労働の是正の取組

超過勤務予定の事前確認等の徹底など職場におけるマネジメントの強化、府省のトップが先頭に立って組織全体として業務の削減・合理化に取り組むことなどが必要。本院としても、官民の参考事例の収集・提供等により、各府省の取組を支援

(2) 長時間労働の是正のための制度等の検討

各府省の取組や上限規制に係る民間法制の議論等を踏まえ、各府省や職員団体等の意見を聴きながら実効性ある措置を検討。また、超過勤務の多い職員の健康への更なる配慮として必要な措置を検討

(3) 仕事と家庭の両立支援の促進等

指針の改正による両立支援の促進、フレックスタイム制の活用促進、ハラスメント防止対策・心の健康づくりの推進

(4) 非常勤職員の勤務環境の整備

非常勤職員の給与については、本年7月に指針を改正したところであり、引き続き、指針の内容に沿った処遇が行われるよう、各府省を指導。また、民間における同一労働同一賃金の議論を踏まえ、慶弔に係る休暇等について検討

3 高齢層職員の能力及び経験の活用

質の高い行政サービスを維持するには、高齢層職員を戦力としてその能力及び経験を本格的に活用することが不可欠。このためには採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、職員の意欲と能力に応じた配置・処遇も可能となることから定年の引上げが適当。その際、組織活力の維持のための方策について政府全体で検討を進めることが必要。本院は、定年の引上げに係る人事管理諸制度の見直しについて、平成23年の意見の申出以降の諸状況の変化も踏まえ、論点整理を行うなど鋭意検討